RUN JO KAI 会則（2023.1.22 改訂）

第１章 総 則

第１条 （名称）この会は、「RUNJOKAI(ランジョウカイ＝走る・仲間の会、別表記：藍青会、略称：RJK)」と称します。事務局を東京都足立区谷中 1-33-22（代表宅） に置きます。

第２条 （構成）この会は、ランニングを愛する会員によって構成されます。

第３条 （目的）この会は、次の各号の事項を目的とします。

1. エネル源ランニング（生活の活力源となるランニング）の普及・開拓
2. 市民ランナーがともに走り、交流する場の提供
3. 会員それぞれがより速く、より長く、より永く、より楽しく走るための支援
4. 地域の青少年のランニングを通じた育成への支援

第４条 （活動）この会は、前条の目的を達成するため次の各号の活動を行います。

1. 公認練習会の運営
2. 公認大会出場者へのサポート
3. 東京陸上競技協会への団体登録
4. 各種駅伝大会への参加
5. クラブ通信「エネル源」の発行
6. 各種親睦イベント・懇親会の運営
7. 営利を目的としない各種スポーツグッズ、ウェア等の製作・販売
8. この会の活動内容、会員の成績等の広報活動
9. その他、第３条の目的達成に必要な活動

第２章 会 員

第５条 （会員区分）会員の区分は、次の各号の通りとします。

1. 一般会員：以下の会員区分にあてはまらない会員
2. 学生会員：小学生～大学生の会員
3. 家族会員：2 名以上の家族で入会した会員
4. 賛助会員：この会の目的に協賛し、支援を行う会員

第６条 （入会）この会への入会を希望する方は、会の目的を理解のうえ、所定の入会申込書に当該月分 を含む会費を添えて申し込むことで、一般会員、学生会員または家族会員（以下、これらの ３つの会員区分をあわせて「正会員」と呼びます）となることができます。

賛助会員は、一年毎に居住地・健康問題・仕事家庭の状況・ランナーとしての活動状況を見て会員が申し出、会長が承認した会員に限られる。RJK 掲示板の登録、イベント（駅伝含）には 参加できますが、総会での議決権はありません。RJK メンバーとしての陸連登録は、会員のみで、賛助会員の方はできません。

第７条　（名簿）この会は、会員の氏名、生年月日、住所、電話番号等から構成される会員名簿を整備し ます。個人情報の使用目的は、執行部からの連絡・陸連登録・大会申込・その他スポーツ保険などの団体としての申請時に使用致します。個人情報については、紛失や漏洩が発生しないよう管理に努めます。

第８条　（会員ができること）会員は、この会の全ての活動に自主的に参加することができます。また会 員は、クラブ通信の郵送を受けることができ、ＩＴ掲示板のメンバーとなることができます。

第９条　（会員が守ること）会員は、【別表 2】に定める会費を当該年度の 11 月末までに支払わなければなりません。正会員は、この会の運営が会員の相互協力によって成り立つものであることを理解し、役員であるかどうかにかかわらず、それぞれが積極的に会の運営に参画します。また、正会員は、会の公認 行事にはできるだけ参加するものとします。

第１０条（退会）会員から退会の申し出があったときは、退会とし、会員名簿から削除します。また会員が次の各号のいずれかに該当したときは、会長の判断により、退会とすることがあります。

1. 会員が特別の理由がなく、当該年度の 11 月末までに会費を納めない者は、会員名簿から削除し退会とみなします。
2. この会の会員としてふさわしくない行為があった時。
3. 住所不明者で音信不通となった時。

第３章 機 関

第１１条（総会）総会は、この会の最高の意思決定機関であり、原則として毎年１２月～２月に会長が会員を召集し、正会員の１／３以上の出席または委任状の提出で成立します。また、会長は必要に応じて 臨時に総会を召集することができます。

第１２条（決議事項）総会は、次の各号の決議を行います。決議は、総会出席の正会員の過半数の同意を必要とします。

1. 年間活動報告の承認および年間活動計画の決定
2. 決算、監査報告の承認および予算の決定
3. 会則および会則に定める諸規程・規約の改廃
4. 会長の選出、会長を除く役員の承認
5. その他、この会の運営に関する重要事項の決定

第１３条（役員会・執行部）この会には、役員会を置きます。役員会は、会長を補佐し、この会を円滑に運営する活動を積極的、自律的に行うこととします。具体的な役割機能等は、別表１のとおり です。

第４章 役 員

第１４条（役員）この会には、次の役員を置きます。

1. 代表　会の代表　 渉外活動･運営事務を中心に会長と共に会の運営にあたります。
2. 会長　１名　 代表と共に活動を総括し、練習会をリードします。

3. 副会長　若干名 会長を補佐し、会長が活動に参加できない期間は、その職務を代行します。
4. 主務　　若干名 会の活動を支え、会計事務を担当します。
5. 監査委員　若干名 この会の財政を監査します。
6. 主将・副将　2～3 名 公認の練習会をリードし、活動を支えます。

第１５条（会長の選出）会長は、会員の中から総会で選出します。任期は２年間とし、再選を妨げません。
第１６条（役員の承認）会長を除く役員は、会長が会員の中から指名し、総会において承認します。任期は１年間とし、再選を妨げません。

第５章 財 政

第１７条（収入）この会の経費は、会費、行事・事業収入、寄付金、その他をもってあてます。

第１８条（会計年度）この会の会計年度は、1 月 1 日より 12 月 31 日までとします。
但し、決算報告締日は総会月の前月末までとします。

第１９条（予算）予算は、会計年度ごとに策定し、総会において決定します。

第２０条（決算）決算は、会計年度ごとに行い、総会において報告して承認を得ます。

第２１条（会計監査）会計監査は、会計年度ごとに行い、総会において報告して承認を得ます。ただし、監査委員が必要と認めたときは、監査を随時行うことができます。

第２２条（会費）この会の会員区分ごとの会費は、別表２のとおりです。

第２３条（清算）会員が第１０条によりこの会を退会するときは、滞納会費を清算することを原則とします。また、前納した会費の返還、および会財産の分与は行いません。

第６章 その他

第２４条（練習会規約）この会は、別に練習会規約を設けます。会員は、練習会の参加にあたっては、この規約に従わなければならなりません。

第２５条（軽微な事項）この会則に定められていない軽微な事項については、会長が会の目的の精神に基づいて処理することができます。

第２６条（トラブル対応）この会の正当な運営上、発生したトラブルについての費用負担は、会費より支出します。

第２７条（適用）この会則は、２０１０年１２月２６日より適用します。

※２０１６年２月１６日に一部改訂される。２０１９年２月１１日に一部改訂される。
※２０２２年２月２７日に一部改訂される。
※２０２３年１月２２日に一部改訂される。（総会にて決議）

【別表１】専門部組織、委員、および役割機能

組織名	役員	役割・活動内容
活動推進部	会長　代表 副会長 主務 主将 副将	・公認練習会の計画・推進 ・公認大会の選定と参加推進 ・駅伝のチーム編成決定 ・会員の大会参加記録の取りまとめ ・イベント練習会＆合宿などの企画・運営
会報編集室	編集長 編集委員	・クラブ通信「エネル源」の毎月の企画・編集・発行 ・全会員に向けたエネル源の発信
事務局	代表 会長 副会長 主務	・入退会に関する事務 ・渉外事務連絡（NPO・練習会場・メディア等） ・会財政の運営と管理、予算案・決算報告の策定 ・会員との事務連絡業務 ・スポーツ安全保険や陸連登録事務の管理 ・備品、消耗品の保管と管理 ・掲示板、HPの管理と会員への情報発信
幹事会	適宜	・親睦イベントの企画・運営

※RJK総会については、全役員で協力して企画・準備を行う

【別表２】会費

・年度途中（4 月以降）の新規入会者は、1 ヵ月 300 円の会費として計算します。

・3 月に学生を卒業した会員は、その年度は、学生会員として登録されます。

区分		会費
会　員	一般会員（シニア） 学生（小～大学生） 家族会員	年額　3,000円 年額　1,000円 年額　2,000円 （家族1名あたり）
賛助会員		年額　1,000円

RUNJOKAI　練習会規約

第１条 この規約は、RUNJOKAI 会則第２４条に基づき、会における練習会の運営方法等を定めるもので、会員は、自己責任の原則を踏まえ、この規約を遵守するものとします。

第２条 この規約で定める練習会とは、複数の会員が集まって行う各種トレーニング活動（以下「練習」という）すべてを指します。

第３条 会員は、練習会への参加にあたっては、この会の会則の精神に従い、正しい練習方法の普及と発展、安全、事故防止に心がけるものとします。

第４条 練習会は、次の各号に区分して管理します。

1. 公認練習会　会が主催して運営を行うもの。（原則：第 1 日曜日、第 3 土曜日、他 1 回程度）
   活動推進部が計画し、月単位で IT 掲示板・HP・会報などで周知します。

2. 自主練習会　会員が自主的に集まり、練習を行うもの。
   事故・怪我などトラブルが発生しても会として責任は負わず、参加者の自己責任となります。
   提案者が掲示板で会員へ参加を呼びかけて、実施します。掲示板で参加を募らない練習会活動は、RJK 活動にはあたりません。

第５条 公認練習会の際に、会員が怪我、死亡、事故に遭ったときには、役員が情報収集・確認し、速やかに事故等の対策活動にあたります。会員も可能な限り支援にあたります。会の力だけで及ばないと判断したときは、上部団体に支援を要請します。

第６条 会員が公認練習会の際に起こした、怪我、死亡、事故等に要する一切の費用、および第４条による活動で要した費用は、当事者またはその家族等の負担とします。

第７条 会員が自主練習会で、怪我、死亡、事故に遭った場合の対策は、個人の責任で行います。ただし、会として必要な支援を行うことができます。掲示板で周知され、会長が承認した自主練習会は、会で登録しているスポーツ保険の適用対象となります。

第８条 公認練習会に参加する会員には、財団法人スポーツ安全協会のスポーツ安全保険に加入することを会として推奨しますが、加入は任意とします。

第９条 この会所有の備品類の使用については、事前に代表または会長の許可を得るものとします。備品の紛失や損傷については、使用者の連帯責任で弁済するものとします。但し、経年劣化と考えられる損傷については、この限りではありません。